

## 4 実験動物の飼養保管等について

### (1) 実験動物の飼養保管等の基準

実験動物の飼養保管等の方法については、飼養保管等基準によることとされています。この基準は、実験動物の飼養保管の根拠となる事項を定めるとともに、実験動物の取扱い、施設の構造や環境配慮、動物実験関係者の教育訓練、衛生管理、逸走時の対応、苦痛軽減の配慮、殺処分方法等を示したものであり、動物愛護管理法第7条に基づく動物の飼養保管の方法だけでなく、第41条に基づく苦痛の軽減方法及び殺処分方法を含めた基準になっています(表及び以下URL参照)。

#### ○実験動物の飼養保管等基準(環境省HP)

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/laws/nt\\_h25\\_84.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf)

#### 緊急時の対応

管理者は、実験動物による危害防止や周辺環境への悪影響防止と併せて地域防災計画等との整合を図りつつ、あらかじめ、地震、火災等の緊急時における計画を作成することにより、緊急事態が発生した際に、速やかに実験動物の保護、逸走等の問題の発生防止に努めることが必要です。

### (2) 実験動物の処分方法

動物愛護管理法では、動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないと、この方法に関する必要な事項については、殺処分方法指針として定められています。この指針では、動物に不必要な不安、恐怖、苦痛を与えることなく、一刻も早く意識を喪失させ、非可逆的な心機能あるいは肺機能の停止をもたらすことが規定されています。なお、飼養保管等基準において、実験を終了する等して、回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等、殺処分方法指針に基づき行うこととされています。

### (3) 特定動物の飼養保管(実験動物として使用する場合)

動物愛護管理法の規定により、特定動物(危険な動物)を飼養保管しようとする場合には、あらかじめ関係都道府県知事又は政令市の長に対して、許可の申請をすることが必要になります。現在、特定動物として、約650種の哺乳類、鳥類及び爬虫類が、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)で定められ、この中には実験動物として使用されるニホンザル等も含まれます。特定動物の飼養保管を行う者に対しては、危害等の発生の防止を図るため、飼養施設の構造・規模・管理の方法、動物の飼養保管方法(個体識別措置を含む)等について、守らなければならない基準が適用されます。

#### 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の目次

##### 第1 一般原則

1. 基本的な考え方
2. 動物の選定
3. 周知
4. その他  
(基準の遵守状況の点検、公表、検証)

##### 第2 定義

##### 第3 共通基準

1. 動物の健康及び安全の保持
  - (1) 飼養及び保管の方法
  - (2) 施設の構造等
  - (3) 教育訓練等
2. 生活環境の保全
3. 危害等の防止
  - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
  - (2) 有毒動物の飼養及び保管
  - (3) 逸走時の対応
  - (4) 緊急時の対応
4. 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
5. 実験動物の記録管理の適正化
6. 輸送時の取扱い
7. 施設廃止時の取扱い

##### 第4 個別基準

1. 実験等を行う施設
  - (1) 実験等の実施上の配慮
  - (2) 事後措置
2. 実験動物を生産する施設

##### 第5 準用及び適用除外